

令和2年2月28日
一関信用金庫

預金規定等の一部改定について

平素は一関信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫は「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律44号）が令和2年4月1日から施行されることに伴い、下記のとおり預金規定等の一部を改定いたします。

本改定の内容は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する規定

- (1) 普通預金（決済用普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金・通知預金取引規定
- (2) 総合口座取引規定（決済用普通預金対応）
- (3) 当座勘定規定（一般用・専用約束手形口用）
- (4) 定期預金等規定集
- (5) 譲渡性預金規定
- (6) 積立式期日指定定期預金規定
- (7) 懸賞金付定期預金「黄金」規定
- (8) 積立定期預金規定
- (9) 定期積金規定
- (10) カード規定・デビットカード取引規定
- (11) しんきん個人インターネットバンキング利用規定
- (12) しんきん法人インターネットバンキングサービス利用規定
- (13) 貸金庫規定

2. 改定日

令和2年4月1日

3. 「民法の一部を改正する法律」を踏まえた主な改定箇所

- (1) 規定の変更の新設（各預金規定および預金口座・キャッシュカード取引を前提としたサービス規定）

規定変更時の周知方法等について明確にいたします。

- ・この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- ・前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭掲示、ウェブサイトその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- ・前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

- (2) 成年後見人等の追加（「1. 改定する規定」に掲げるものから(3)および(10)～(13)の規定を除く各規定）

預金者の代理人にあたる者が制限能力行為者になったときの取扱いについて、成年後見人等の届出に追加いたします。

- ・家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。

- (3) 利息（各定期性預金規定）

定期性預金について、満期日前の解約が制限されていることを明確にいたします。

- ・債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- ・当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

- (4) 債権譲渡にかかる債務者の抗弁の放棄（デビットカード取引規定）

デビットカード取引契約が成立したときは、加盟店銀行等に対して売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄する条項を新設いたします。

前項によりデビットカード取引が成立したときは、次の行為がなされたものとします。

- ・当金庫に対する売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図に基づいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託。なお、預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は不要です。
- ・加盟店銀行、直接加盟店または任意組合その他の機構所定の者（以下本条において「譲受人」と総称します。）に対する、売買取引債務に係る債権の譲渡に関して当該売買取引に係る抗弁を放棄する旨の意思表示。なお、当金庫は、当該意思表示を譲受人に代わって受領します。
- ・前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、売買取引に関して加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引落し未了その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。

- (5) 取引契約成立の新設（各預金規定および預金口座・キャッシュカード取引を前提としたサービス規定）

定型約款に該当する規定に、申込書の提出で、自動的に契約が成立しないことについて明確にいたします。

- ・当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

以上